

シカゴ市独自のより厳しい措置（イリノイ州の自宅滞在命令関連）

ポイント：

イリノイ州居住者に対して5月1日から5月29日まで有効となっている再延長された自宅滞在命令に関連し、シカゴ市が独自に設けたより厳しい措置について5月1日にメールにて発表がありました。詳細は本文および関連のリンクを御参照ください。

本文：

イリノイ州居住者に対して5月1日から5月29日まで有効となっている再延長された自宅滞在命令に関連し、シカゴ市が独自に設けたより厳しい措置について5月1日、COVID-19 関連情報の受信登録者へのメールにて発表がありました（こちらをご参照ください：<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100051648.pdf>）。イリノイ州の自宅滞在命令の再延長に関する領事メールについてはこちらをご参照ください：

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100048600.pdf>

【イリノイ州の自宅滞在命令と異なる主な点】

○公園、ゴルフ場、魚釣り、ボート遊び等

・シカゴ市内のレイクフロントとそれに隣接する小道（トレイル）、公園、リバーウォーク等は5月31日まで引き続き封鎖されます。封鎖された場所に場所に立ち入っている者に対しては、警察当局が警告を与え、それでも命令に従わない場合は最大500ドルの罰金が科されます。詳細はこちらをご参照ください：（罰則等に関する規定）

<https://www.chicago.gov/content/dam/city/depts/mayor/Press%20Room/Press%20Releases/2020/March/ClosureParksLakefront606Riverwalk.pdf>

（期限の延長に関する規定）<https://www.chicagoparkdistrict.com/>

- ・シカゴ市内のゴルフ場は引き続き閉鎖されます。
- ・シカゴ市内での魚釣り、ボート遊びは引き続き禁止されます。ただし、ボートの維持管理等のためにシカゴ公園局のガイダンスに基づき個人がボートと接触することは可能です。

○学校等での荷物の引取

・シカゴ市内の公共教育機関は現在必要物品や生徒の所持品を引き取る手順を作成中。寄宿舎からの引越しについては、各大学に問い合わせること。

【5月1日から有効となる主な変更点】（イリノイ州と共通）

○新たに義務付けられること

2歳以上の個人が公共の場所にいる場合で、6フィートのソーシャル・ディスタンスが維持できない場合は、フェイスカバーまたはマスクの着用が必要となります。

更に、店舗などの公共室内空間では、フェイスカバーが必要となります。

○新たに「必要不可欠な仕事」に加えられる仕事

- ・グリーンハウス
- ・ガーデンセンター
- ・ナーサリーズ（自ら植物を育てて販売をしている場所）
- ・ペットのグルーミングサービス

（これらの店舗等に入室する場合はソーシャル・ディスタンスを維持し且つマスクの着用が必須です。）

○これまで「必要不可欠な仕事」に含まれていなかった小売業の営業再開

これまで「必要不可欠な仕事」に含まれていなかった小売業は、電話またはオンラインサービスで注文を受け付け、店舗外での商品の受取や配達に限定し、営業再開が可能になります。

シカゴ市では自宅滞在命令に関し、良くある質問と回答のホームページを用意しておりますので、ご参照ください：

<https://www.chicago.gov/city/en/sites/covid-19/home/stay-at-home-order-faq.html>

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。
平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。